

山口県特定不妊治療費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内（下関市を除く。）に住所を有し、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）を受けている夫婦に対して、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号のすべてに該当するものをいう。

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦
- (2) 申請日に、県内（下関市を除く。）に住所を有している夫婦
- (3) 県が指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）において特定不妊治療を受けた夫婦
- (4) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦
- (5) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
- (6) 夫及び妻の前年の所得（児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条に規定する所得について、同令第3条に規定する計算方法により算出した額をいう。以下同じ。）の合計額（1月から5月までの申請については前々年の所得の合計額をいう。）が730万円未満の夫婦

(対象となる治療等)

第3条 特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）

具体的には別添図のAからFのいずれかにあてはまるものを助成の対象とし、G及びHは助成の対象としない。

なお、次の各号に掲げる治療法は助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- (3) 代理懐胎（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

(助成の範囲)

第4条 県は、対象者が特定不妊治療を終了した日の属する年度ごとに、対象者が負担した特定不妊治療に要する費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別添図のC及びFの治療については、7万5千円）まで助成する。通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回（4

0歳以上であるときは通算3回)までとする。

ただし、平成25年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。

なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

- 2 前項のうち初回の治療に限り30万円まで助成する。ただし、別添図のC及びFの治療を除く。
- 3 特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(以下「男性不妊治療」という。)を行った場合は、第1項及び第2項のほか、1回の治療につき15万円まで助成する。ただし、別添図のCの治療を除く。

(助成金の申請等)

第5条 この要綱により、特定不妊治療費の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山口県特定不妊治療費助成事業申請書(以下「申請書」という。)(別記第1号様式)を、その住所を有する市町又はその市町を管轄する健康福祉センターを経由して知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 山口県特定不妊治療費助成事業受診等証明書(別記第2号様式)

(2) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類

(1ヶ月以内に発行されたもの)

(3) 児童手当法施行令による控除が確認できる所得証明書

3 前項の申請書は、特定不妊治療が終了した日の属する年度の末日までに提出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は除く。

4 知事は、前項の申請書を受理した場合において、速やかにその内容の審査を行い、助成の可否について、申請者に通知する。

5 知事は、前項の通知を受けた者から申請があった場合において、当該年度においては、第2項の(3)の書類の添付を省略させることができる。

(特定不妊治療費の返還等)

第6条 知事は、偽り、その他不正な手段により特定不妊治療費の助成を受けた者がいるときは、その者から、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 6月 1日から施行し、平成16年 4月 1日以降に対象者が負担した特定不妊治療費に要する費用について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月26日から施行し、平成18年4月1日以降に対象者が負担した特定不妊治療費に要する費用について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行し、平成19年4月1日以降に対象者が負担した特定不妊治療費に要する費用について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月30日から施行し、平成21年4月1日以降に対象者が負担した特定不妊治療費に要する費用について適用する。

なお、平成21年4月1日から7月29日までの間に助成申請を行い、10万円の助成を受けた者については、5万円まで助成する。

附 則

この要綱は、平成22年4月14日から施行し、平成22年4月1日以降に対象者が負担した特定不妊治療費に要する費用について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月7日から施行し、平成23年4月1日以降に対象者が負担した特定不妊治療費に要する費用について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年5月22日から施行し、平成25年4月1日以降に対象者が負担した特定不妊治療費に要する費用について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年3月22日から施行し、平成28年1月20日以降に終了した治療について適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に山口県に対しされている改正前の山口県特定不妊治療費助成事業実施要綱第5条及び山口県男性不妊治療費助成事業実施要綱（平成27年3月30日付け平26健康増進第1558号通知）第5条に基づく申請については、改正後の山口県特定不妊治療費助成事業実施要綱第5条に基づく申請とみなすことができる。

- 3 改正前の山口県特定不妊治療費助成事業実施要綱様式及び山口県男性不妊治療費助成事業実施要綱様式は、当分の間、改正後の山口県特定不妊治療費助成事業実施要綱様式とみなすことができる。

附 則

この要綱は、平成28年6月13日から施行し、平成28年4月1日以降に対象者が負担した特定不妊治療費に要する費用について適用する。

別記第1号様式(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

- | | |
|-----------------|--------------|
| I 治療から妊娠まで | II 妊娠から出産まで |
| (1) 患者(女性)の年齢 | (4) 妊娠・出産の状況 |
| (2) 不妊の原因 | (5) 生まれた子の状況 |
| (3) 治療の内容、妊娠の有無 | |

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する
説明書

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。

転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

受給者番号

平成 年 月 日

山口県特定不妊治療費助成事業受診等証明書

(山口県知事)

様

(医療機関)住所

名称

主治医氏名

電話番号

印

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記の通り徴収したことを証明します。

記

医療機関記入欄(主治医が記入すること)

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
受診者生年月日		昭和・平成 年 月 日(歳)		昭和・平成 年 月 日(歳)
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号(注参照)に○を付けてください。		AまたはBの場合 1 体外受精 2 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください。)	
	男性不妊治療を行った場合は、行った手術療法を記載してください。 []		(精子回収の有無) 1. 有 2. 無	
今回の治療期間※1	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
日本産科婦人科学会UMIN個別調査票登録の有無	有 → 症例登録番号 ※2		無	
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計 ※保険外診療に限る]			
	特定不妊治療費 (男性不妊治療費除く)	領収金額	円	
	男性不妊治療費 ※3	領収金額	円 (領収書は裏面添付又は別添可)	
特記事項				

※1) 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日から特定不妊治療終了日までを記載してください。

※2) 日本産科婦人科学会UMIN個別調査票に登録した症例登録番号を転記してください。

※3) 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関(指定を受けていない医療機関である場合を含む)で男性不妊治療を行った場合は、主治医が患者から男性不妊治療として支払った領収書の提出を受け、主治医が領収金額を記載してください。

(注1) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期程度の間隔をあげた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

(注2) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

別添図 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで		採精(夫)	(前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植			妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲				
	14日	10日			1日	1日	7~10日			1日	10日		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日	7~10日	1日	10日	1日		
A 新鮮胚移植を実施													
B 凍結胚移植を実施*													
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止													
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B: 採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
 * 採卵準備前に、男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。